

■建物現況と図面との相違及び擁壁について

番号	内容	備考
A	擁壁について目視にて調査を行い、亀裂及び浮き等は見受けられない。(隣地公園部の擁壁に浮きが見受けられる)	
B	擁壁について目視にて調査を行い、亀裂及び浮き等は見受けられない。	
C	隣地境界において越境している可能性があるため、測量調査が必要である。	
D	東側キュービクル廻りにフェンスが追加設置されている。	
E	避難すべり台が追加設置されている。	図面有 (平成7年度)
F	避難すべり台の追加設置に伴いサッシ形状を変更している。	図面有 (平成7年度)
G	2階教室とスタッフルームとの間仕切壁の位置に相違がある。 教室部分の面積が大きくなっているが有効採光面積は確保されていると思われる。	(参考) 必要採光面積 ≤ 計画採光面積 必要採光面積: $9.6 \times 7.5 \times 1/7 = 10.2857$ 計画採光面積: $1.955 \times 1.685 + 1.955 \times 2.485 + 1.855 \times 1.685 + 1.985 \times 1.685 = 14.62275$
H	2階男子便所のレイアウトを変更している。 (小便器: 3, 大便器: 1)	
I	2階便所の入口が、男子、女子ともに開き戸からアコーディオンカーテンに変更している。	

■地域密着型サービス施設に転用する際の留意事項

番号	内容	備考
1	エレベーターの扉について遮煙扉となっているかの確認が必要である。	建築基準法施行令112条
2	1階多目的室、和室及び2階集会室と廊下で段差が生じており、解消する必要がある。	バリアフリー法施行令18条-2
3	多目的トイレとして有効の大きさ、オストメイトの必要性(現状無し)について確認が必要である。	バリアフリー法施行令18条-2
4	浴室について保健所との手続きが必要となるか確認が必要である。	保健所関係
5	2階厨房について検収室及び専用トイレの設置がなく、確認が必要である。	保健所関係
6	2以上の直通階段がある場合の歩行距離及び重複区間について検討が必要である。	建築基準法
7	追加設置されている避難すべり台への経路において段差が生じており志村消防署との協議を行う必要がある。	消防法施行令25条
8	避難経路において管理扉(W=750)があり南京錠鍵付となっており、避難上支障が生じている。	建築基準法施行令128条
9	避難経路についてキュービクル廻りにフェンスを追加設置したことにより有効寸法が小さくなっており志村消防署との協議を行う必要がある。	消防法8条